

仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱

(昭和63年2月15日下水道局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が金融機関の協力の下に、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者、又はし尿浄化そうを廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者に対し、くみ取便所の改造及びこれに伴う排水設備の設置等に係る資金の融資あっせん（以下「あっせん」という。）を行うことにより、水洗便所の普及の促進及び環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(あっせん条件)

第2条 あっせんを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。以下同じ。）

とする。

- (1) 本市の下水処理区域内にある家屋の占有者で、公共下水道の供用開始の日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造しようとするもの、又は公共下水道の供用開始の日から1年以内にし尿浄化そうを廃止して排水管を公共下水道に接続しようとするもの。ただし、特別な事情で市長が相当な事由があると認めるときはこの限りでない。
- (2) 本市の市税を滞納していない者
- (3) 下水道事業受益者負担金を滞納していない者
- (4) 償還能力がある者
- (5) 暴力団等と関係を有していない者

(あっせんの限度額)

第3条 あっせんの限度額は、次の表の左欄に掲げる前条各号に該当する者が占有する家屋の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の合計額（当該額が200万円を超える場合には、200万円）以内の額とする。

| 前条各号に該当する者が占有する家屋の区分 | 金額 |
|------------------------------|-----------------------|
| くみ取便所を設置している家屋 (アパートを除く。) | 50万円 |
| くみ取便所を設置しているアパート | 50万円に水洗便所の便器の数を乗じて得た額 |
| し尿浄化そうを設置している家屋 | 50万円 |

(申請)

第4条 あっせんを受けようとする者は、水洗化工事資金融資あっせん申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(あっせんの決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、あっせんをする旨の決定をしたときは、水洗化工事資金融資あっせん決定通知書により当該決定を受けた者にその旨を通知するとともに、金融機関に融資の依頼を行うものとする。

(貸付け)

第6条 前条に規定する、依頼及び当該依頼に係る金融機関からの融資は、所定の工事の完了後、当該工事に係る検査済証を確認の上行うものとする。

(保証人)

第7条 第5条に規定する決定を受けた者は、金融機関からの融資を受けるに当たり、次の要件を具備する連帯保証人を1人立てなければならない。

- (1) 市内に居住していること
- (2) 市県民税の所得割納税義務者であり、市県民税の所得割の滞納がないこと

(償還等)

第8条 あっせんに係る貸付金（以下「貸付金」という。）の償還は、貸付けを受けた日の属する月の翌月から36月以内において、毎月均等に行うものとする。

2 貸付金は、無利子とする。

3 支払日後に貸付金の支払をする場合は、当該支払日に支払うべき支払金の額に支払日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、年14パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して支払わなければならない。

(あっせんの決定の取消し)

第9条 市長は、第5条に規定する決定を受けた者が当該決定の後3月以内に金融機関からの融資を受けない場合は、当該決定を取り消すものとする。

(利子補給)

第10条 本市は、金融機関に対して6月、9月、12月、3月の年4回に分けて利子補給を行うものとする。

2 利子補給の利率は、当該年度4月1日現在の長期プライムレートとし、半年後の10月1日現在において、見直しを行うものとする。

(損失補償)

第11条 本市は、当該融資により金融機関に損失が生じた場合は、その損失を補償するものとする。

2 損失補償の限度額は、損失が確定した日における当該融資を行った金融機関に係る未償還元金の1割に相当する額とする。

(実施細目)

第12条 この要綱の実施細目は、建設局下水道経営部長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

(関係要綱の廃止)

- 2 仙台市水洗便所改造資金融資幹旋要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱実施の日前に旧要綱に基づきなされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱実施の日前になされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱実施の日前になされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成9年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱実施の日前になされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年11月改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成9年12月1日から実施する。

附 則（平成12年1月改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成12年2月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱実施の日前になされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成15年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱実施の日前になされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日改正）

(実施期日)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 （平成21年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 （令和2年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 （令和4年3月18日改正）

（実施期日）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。